



雨に萌ゆる緑が風情を漂わせる季節となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 労働者の健康障害を防止するため化学物質の濃度基準値とその適用方法を規定（厚生労働省）

令和5年4月27日付で「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」（濃度基準告示）と「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（技術上の指針）が定められた。令和4年5月の法令改正で導入された新たな化学物質管理では、事業者は、厚生労働大臣が定める化学物質を製造又は取り扱う屋内作業場において、労働者がこれらの物質にばく露される程度を濃度基準値以下としなければならない。

[もっと詳しく☞](#)

[厚生労働省（労働者の健康障害を防止するため化学物質の濃度基準値とその適用方法などを定めました）](#)

② 化審法における PFHxS 等の措置案に対する意見公募結果公表（厚生労働省・経済産業省・環境省）

令和5年4月26日付で、化審法におけるペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）等に係る措置（案）に対する意見公募の結果が公表された。

[もっと詳しく☞](#)

[e-gov（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律におけるペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）等に係る措置（案）に対する意見公募の結果について）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① スtockホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議の結果について（経済産業省・環境省）

2023年5月1日～12日にスイスのジュネーブにおいて、掲題3条約の締約国会議が開催された。ストックホルム条約（POPs条約）第11回締約国会議（COP11）では、デクロランプラス、UV-328及びメトキシクロルのPOPs条約への追加が議論され、デクロランプラスとUV-328は特定の用途を除外する規定（適用除外）あり、メトキシクロルは適用除外なしで附属書A（廃絶）に新たに追加することが決定された。

[もっと詳しく☞](#)

[経済産業省（ストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議が開催されました）](#)
[環境省（ストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議の結果について）](#)

② PVC 製品への鉛の使用・上市を制限する REACH 規則修正案を採択（欧州委員会）

欧州委員会は、2023年5月3日付で、輸入品を含むポリ塩化ビニル（PVC）製品における鉛とその化合物の使用や上市を制限するREACH規則修正案を採択した。一部の適用除外用途を除き、2024年11月29日以降、鉛濃度が0.1重量%以上のPVCのポリマーや共重合体から製造された製品の使用・上市が制限される。

[もっと詳しく☞](#)

[EUR-Lex（Commission Regulation \(EU\) 2023/923 of 3 May 2023 amending Annex XVII to Regulation \(EC\) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council as regards lead and its compounds in PVC）](#)

③ 塩化メチレンの TSCA リスク管理規則案に関する協議開始（米国 EPA）

米国EPAは、塩化メチレンに関するTSCAリスク管理規則案を公表し、60日間のパブリックコメントを開始した（7月3日まで）。案では、塩化メチレンについて、消費者向けの全ての製造、加工及び流通、ほとんどの工業的・商業的使用が禁止され、継続使用が認められた作業場においてばく露制限が厳しくなる。

[もっと詳しく☞](#)

[FEDERAL REGISTER（Methylene Chloride; Regulation Under the Toxic Substances Control Act \(TSCA\)）](#)

④ PFOA 類に関する POPs 規則の附属書 I を改正（欧州委員会）

欧州委員会は、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩並びに関連物質に対する適用除外用途を一部変更し、残留性有機汚染物質（POPs）規則の附属書Iを改正する修正規則を官報公示した。

[もっと詳しく☞](#)

[EUR-Lex（Commission Delegated Regulation \(EU\) 2023/866 of 24 February 2023 amending Regulation \(EU\) 2019/1021 of the European Parliament and of the Council as regards perfluorooctanoic acid \(PFOA\), its salts and PFOA-related compounds \(Text with EEA relevance\)）](#)

特集：EU CLP規則の最新動向

～EU CLP規則改訂内容の概要～

ChemSafe 2023 年 1 月号でもお伝えした EU の化学品の分類、表示、包装に関する規則（CLP 規則；（EC）No 1272/2008）を修正する欧州委員会委任規則（（EU）2023/707）が 3 月 31 日に欧州委員会で採択され、4 月 20 日に発効しました。本規則では、新たな危険有害性クラス導入するための CLP 規則の附属書 I～IV の改訂が定められています。本改訂内容は **2025 年 5 月 1 日** から順次施行されます。

導入された新たな危険有害性クラスと適用日は以下のとおりです。

- ✓ ヒトの健康又は環境に対する内分泌かく乱作用（EDC）
- ✓ 難分解性、生体蓄積性、毒性（PBT）、極めて高い難分解性及び生体蓄積性（vPvB）
- ✓ 難分解性、移動性、毒性（PMT）、極めて高い難分解性及び移動性（vPvM）

危険有害性クラスの導入には移行期間が設けられており、それぞれの適用日は以下の通りです。

発効日以降に上市されたもの	物質：2025 年 5 月 1 日	混合物：2026 年 5 月 1 日
発効日以前に上市されたもの	物質：2026 年 11 月 1 日	混合物：2028 年 5 月 1 日

[ECHA の WEB ページ](#)ではこれらの危険有害性クラスに関するアドバイスも公開されています。

本改訂は、欧州グリーンディールの重要な要素である「持続可能な化学物質戦略（Chemicals Strategy for Sustainability -Towards a Toxic-Free Environment-）」の一環として行われました。

PMT/vPvM はドイツ連邦環境庁（UBA）が中心となって化学物質管理規制への導入を提案してきた危険有害性であり、EDC や PBT/vPvB とともに、EU の主導で、国連の化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）への導入に向けた取り組みも行われています。

CERIは新たな危険有害性クラスの追加に伴うEU向けSDS、ラベルの見直し・更新をお手伝いします。
お気軽にお問い合わせください。

～次号では、移動性（mobility）の概念についてご紹介します～

お知らせ ～セミナー情報～

○ ケミカルリスクフォーラム研修コース

（一社）日本化学工業協会主催の2023年度ケミカルリスクフォーラム研修コースの6月30日の回（表題：「化学物質のヒト健康影響の概論」「化学物質の生態毒性の概論」）において、本機構の福島職員、田辺職員がそれぞれ講師を務めます。詳細は[リンク](#)をご覧ください。

○ 情報機構セミナー

下記のオンラインセミナーにて、本機構の職員が講師を務めます（いずれも講師紹介割引あり）

◆ 医薬品交叉汚染防止のための許容値(PDE/AI)設定・毒性評価基礎セミナー（林職員）

開催日時：2023年6月14日（水）13:00～15:30 [👉 セミナー詳細](#)

◆ 日米欧における有機フッ素化合物（PFAS）の規制動向と展望（田辺職員）

開催日時：2023年8月29日（火）13:00～17:00 [👉 セミナー詳細](#)

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136（担当：茅島、佐野）

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp